

US Topics

PwCが発行している「What's new on CFOdirect」から米国関連記事を翻訳・掲載しています。

What's new on CFOdirectの原文は[PwC CFOdirect](#)からアクセスできます。

<http://www.pwc.com/us/en/cfodirect/newsletters.html>

各項目の詳細については、タイトルをクリックしてください。

*Week of
August 17, 2017*

会計および財務報告に関するPwCインサイト

PwC会計ガイド:有形固定資産およびその他の資産

PwC の新しい会計ガイド「有形固定資産およびその他の資産」は、PPE や特定のその他の関連する資産に関する疑問に答えます。この会計ガイドに含まれるトピックスは以下のとおりです。

- 資産計上されたコスト(資産計上された利息を含む)
- メンテナンス
- 資産除去債務(ARO)
- 減価償却
- 資産の減損
- 資産の除却
- 資産計上されたソフトウェア
- 保険債権
- 研究開発コスト

この PwC 会計ガイドの検索に役立つよう、PPE ガイドおよび他の PwC 会計ガイドにリンクが張られており、参照先のガイダンスに直接アクセスできるようになっています。

In transition:リース会計の適用上の論点に関するよくある質問

米国会計基準審議会(FASB)のリースに関する新基準が 2016 年 2 月に公表され、2019 年より公開企業(public business entities)に適用されます。適用のための作業は、特に借手にとって、重大なものとなることが見込まれるため、すでに適用計画に取り組んでいる企業もあります。そういった企業が新基準の詳細を識別し、企業が締結している契約にどのように新基準を適用す



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

べきかを考えた結果、いくつかの論点が提起されています。この In transition では、新基準に移行する企業を支援するため、頻繁に提起される疑問を特に取り上げています。

新基準の包括的な概要およびその関連する影響については、PwC 会計ガイド「[リース](#)」および [In depth US2016-02](#) をご覧ください。

ポッドキャスト:新リース基準 – Day 1(適用初日)の論点

新リース基準を理解したいですか？PwC のジム・ゲーズリー、アシマ・ジェイン、グレゴリー・ジョンソンが、リースの識別、借手と貸手はリースをどのように分類し会計処理しなければならないか、適用日および移行など、借手と貸手が適用初日 (Day 1) に直面する論点の一部を解説する、このポッドキャストをお聴きください。また、新ガイダンスと現行ガイダンスでの会計処理の重要な相違の一部を取り上げて、リース会計基準移行の固有論点について検証しています。

ビデオ:米国証券取引委員会(SEC)のS-X 1-02(w)に基づく重要性テスト – 6分間ビデオ

SEC の規定する重要な子会社に関するテストは、あなたが思っているよりも多くの場面で登場する可能性があります。中心となるテストの内容、どのような場合にテストが使用されるのか、および複雑性が生じる可能性のある領域について学ぶために、このビデオをご観聴ください。

In depth:収益認識:運輸・物流業界に影響を与える適用上の論点

この In depth では、新収益基準が運輸・物流業界に与える影響について要約しています。

In depth:収益認識:工業製品業界に影響を与える適用上の論点

この In depth では、工業製品および製造業に特有の新収益基準の適用上の最新の論点を取り上げています。

In depth:サービス委譲契約:パブリックセクター(公的機関)との契約の会計処理

政府または公的機関(「委譲者」)が建設、保守、運営に高いコストのかかる公共事業を外部委託する方法を探すようになるにつれ、米国では、サービス委譲契約が普及するようになりました。米国会計基準(US GAAP)に含まれるサービス委譲契約固有のガイダンスはわずかですが、FASB の発生問題専門委員会(EITF)は、過去数年にわたりこのテーマ固有の 2 つの論点を検討してきました。その結果として追加的なガイダンスが公表されました。

この In depth は、EITF の合意事項を要約し、契約が会計基準コード化体系(ASC)853「サービス委譲契約」の範囲に含まれるかどうかを判定する際の主要な検討事項、ならびにサービス委

譲契約に対する他のガイダンス(現行の収益基準である ASC605 および 12 月決算の公開企業について 2018 年 1 月 1 日に適用となる新収益基準である ASC606 を含む)の適用について検討しています。

[上記以外の会計および財務報告に関する PwC インサイトはこちら >](#)

PwC のウェブキャスト

参加登録受付中:全米保険監督官協会(NAIC)夏季アップデート—投資の会計、リスク対応自己資本(RBC)および支払能力(Solvency)の近代化 ウェブキャスト— 2017 年 9 月 14 日開催

このウェブキャストでは、ジーン・コノリイが 2017 年度夏季 NAIC 全米会議(2017 年 8 月 5 日～8 日)における決定事項に焦点を当てながら、NAIC の短期および長期プロジェクトの最新動向の概要を解説します。またこのウェブキャストでは、NAIC の委員会、専門委員会および作業部会のいくつかの活動について取り上げています。

2017 年 9 月 14 日木曜日
午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分(米国東部夏時間)

オンデマンド版(CPE 対象版)プログラム:リース会計シリーズ:アップデートおよびインサイトウェブキャスト

PwC の 2 部構成のウェブキャスト・シリーズでは、適用上の論点、企業に与える可能性のある影響、新基準適用への最善の準備方法に関する最新情報をお届けします。

第 1 部:リース会計—適用上の論点に関する最新情報—オンデマンド版(CPE 対象版)

2017 年 7 月 13 日に開催された PwC のウェブキャストを見逃していませんか。もしそうならば、まだオンデマンド版によるウェブキャストの視聴と CPE 単位の獲得の機会が残されています。

このウェブキャストでは、PwC のリースに関する専門家達が、良くある質問(FAQ)の一部を解説しながら、新リース基準の範囲、測定および移行に関する見解を示します。

オンデマンド版にぜひご参加ください。あなたの都合の良い時にいつでもオンデマンド版のウェブキャストにアクセスして、CPE 単位を獲得することができます。また、ウェブキャスト終了後のアンケートに答えると、CPE1.5 単位を得ることができます(ライブ版と同様)。

また、このウェブキャストの録画版もご覧いただけます(CPE 対象外)。

今回のウェブキャストの事前準備として、当初 2016 年 3 月に開催された PwC ウェブキャスト「新たなリース基準の概観」をもう一度ご覧になることをお勧めします。このウェブキャストの視聴により、(初回の場合には)CPE1.5 単位を得ることができます。

第2部：適用に関する傾向、戦略および実務上の洞察—ウェブキャストリプレイ

このウェブキャストリプレイでは、PwC のリースに関する専門家達が、2019 年の強制適用日が近づくにつれて企業が直面している、戦略、プロセスおよびシステムに関連する論点についての洞察を提供します。さらに、適用の進捗状況と問題点を明らかにした PwC の 2017 年度リース会計調査結果に関する情報も提供します。

[上記以外の今後開催予定のウェブキャストおよびオンデマンド版 CPE 対象ウェブキャストについてはこちら >](#)

PwC のその他の資料

トレンドセッターバロメーター®報告書 ビジネスの展望－2017年第2四半期版

米国経済に対する非公開企業の景況感は改善しており、多くの企業が雇用増加および賃金上昇を予定しています。

PwC ディールズ部門 業界インサイト:2017年第2四半期版

トランプ新政権の動向を数か月見守った後、M&A 取引に関与する企業は、変化を待つのではなく、現況に集中して行動しています。

規制当局および基準設定団体に関するハイライト

米国財務会計基準審議会 (FASB)

7月11日の非公開会社協議会(PCC)会議議事録

FASB プロジェクトアップデート：

- (1) 共同開発契約
- (2) 資産の取得および企業結合の会計処理の改善
- (3) 非従業員に付与する株式報酬

米国公認会計士協会 (AICPA)

AICPA が固定資産の補助元帳勘定に関する監査データ基準の公開草案を公表

**AICPA および XBRL 米国データ品質センターがキャッシュ・フロー計算書のタグ化に関する
意見を募集**

PwCあらた有限責任監査法人
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング（〒100-0004）
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

© 2017 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.